特別養護老人ホームたくまの里 重要事項説明書

2026年10月1日現在

1　事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 くまもと福祉会
代表者名	理事長　川上 和美
所在地・連絡先	(住所) 熊本市東区御領1丁目13番26号 (電話) 096(382)3222　　(FAX) 096(382)3173

2　事業所(ご利用施設)

施設名	特別養護老人ホーム たくまの里
所在地・連絡先	(住所) 熊本市東区御領1丁目13番26号 (電話) 096(382)3222　　(FAX) 096(382)3173
介護保険事業所番号	4370105993
施設長の氏名	梅林 隆臣

3　施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

本施設は、施設サービス計画に基づき、入居者が可能な限りその居宅における生活の復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助を行い社会生活上の便宜の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養食の世話を行う事により、入居者が、その有する能力に応じた自立した、日常生活を営むことができるようにするものとします。

(2) 運営方針

1.施設は入居者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、入居者へのサービス計画に基づき、その居宅における生活の復帰を念頭において入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

(3) その他

事項	内容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、入居者の直面している課題等を評価し、入居者又は家族の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。また、サービス提供の目標の具体的方法等を記載した施設サービス計画書を入居者又は家族に説明の上交付します。
従業員研修	施設研修計画に基づき全従業員対象の研修実施します。ユニットリーダー研修に5名参加しています。

4　施設の概要

(1)構造(短期入所生活介護事業所含)

敷地		3091.34㎡
建物	構造	鉄筋4階建て
	延べ床面積	3574.61㎡
	利用定員	入居52名(短期入所生活介護5名)

(2)入居定員及びユニット数

入居定員	入居52名(短期入所生活介護5名)
ユニット数及びユニット毎の入居定員	6ユニット　1ユニットにつき9～10名 (短期入居生活介護事業所併設のユニットは5名)

(3)居室

居室の種類	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
ユニット型個室	57室	最小13.3㎡	全室トイレ付き

(4)主な設備(短期入所生活介護事業所含)

居室の面積	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
食堂及び機能訓練室	6	1ユニット　59.6㎡	
浴室(総面積)	7	57.91㎡	特殊浴槽　3台設置
医務室	1	16.7㎡	

5　施設職員体制(短期入所生活介護事業所含)

従業者の職種	人数(人)	区分				常勤換算後の人数(人)
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
施　設　長	1	1				1
生活相談員	1	1				
介護職員	24以上	20以上		4以上		22以上
看護職員	3以上	3以上				3以上
医　　師	1			1		
管理栄養士	1	1				1
機能訓練指導員	1	1				1
介護支援専門員	1		1			1

6　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	従業者の職種	勤務体制
施　設　長	8:30～17:30	介護職員	早出　(7:00～16:00) 日勤1　(8:00～17:00) 日勤2　(9:00～18:00) 日勤3　(9:30～18:30) 日勤4　(10:00～19:00) 遅出1 (12:30～21:30) 遅出2　(13:10～22:10) 遅出3　(13:30～22:30) 夜勤　(22:20～7:20) 夜勤1　(22:20～7:20)
生活相談員	8:30～17:30		
看護職員	早出(　7:00～16:00) 日勤(　8:00～17:00) 遅出(10:00～19:00)		
医　　師	週2回		
管理栄養士 機能訓練指導員 介護支援専門員	日勤　(8:30～17:30) 日勤1　(8:00～17:00) 日勤2　(9:00～18:00)		

7　施設サービスの内容と費用

(1)介護保険給付対象サービス

〈サービス内容〉

種　　類	内容
食　　事	朝食　8時00分　　昼食　12時00分　　夕食　17時30分 上記の時間を目安にしますが、これ以外の時刻でも入居者の状況に応じて提供いたします。
入　　浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排　　泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。※紙オムツ、尿取りパット等は施設で準備いたします。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、できる限りの離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は週1回以上、汚染時は適宜交換します。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	嘱託医師による週1回の診察日を設けます。診察日以外でも心配のときはいつでも診察を受けつけます。また、協力医療機関による年1回の検診により、入居者の健康管理に努めます。外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
レクレーション	季節ごとのレクレーションをします。 ※施設で計画するレクリエーションに係る費用は施設で負担します。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

〈費用〉

原則として介護報酬の1割から3割が入居者負担となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、介護報酬の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

〈料金〉

①介護サービス費

要介護1	670	円/日	要介護2	740	円/日	要介護3	815	円/日
要介護4	886	円/日	要介護5	955	円/日			

②加算等

入居者全員に算定する加算

個別機能訓練加算 12 円/日	精神科医療養指導加算 5 円/日	日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46 円/日	夜勤職員配置加算(Ⅱ) 27 円/日
安全対策体制加算 20円 /入所時	看護体制加算(Ⅰ) 6 円/日	看護体制加算(Ⅱ) 13 円/日	協力医療機関連携加算 50 単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰィ) 16,3%	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円/月	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)10円/月 (Ⅱ)5円/月	

該当者のみ算定する加算

初期加算 30 円/日	外泊時費用 246 円/日	療養食加算 8 円/1食	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50 円/日
若年性認知症利用者受入時加算 120 円/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 円/日	退所時相談援助加算 400 円/日	入退所前連携加算(Ⅰ) 600 円/日
入退所前連携加算(Ⅱ) 500 円/日	退所前訪問相談援助加算 460 円/日	再入所時栄養連携加算 200 円/回	栄養マネジメント強化加算 11 円/日
看取り介護加算(4～30日) 144 円/日	看取り介護加算(前日・前々日) 680 円/日	看取り介護加算(死亡日) 1280 円/日	看取り介護加算(31～45日) 72 円/日
居宅外泊(6日を限度) 560 円/日	生活機能向上連携加算 100 円/月	安全管理体制未実施減算 -5 円/日	生産性向上推進維持加算(Ⅱ) 10 円/月
経口維持加算(Ⅰ) 400 円/月	経口維持加算(Ⅱ) 100 円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 30 円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 130 円/月

③居住費・食費

入居者負担段階	対象者	居住費	食費	負担合計
入居者負担 第1段階	市町村民税世帯非課税及び老齢福祉年金を受給している方	880 円/日	300 円/日	1,180 円/日
入居者負担 第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が82，65万円以下の方	880 円/日	390 円/日	1,270 円/日
入居者負担 第3-①段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が82，65万円以上120万以下の方	1,370 円/日	680 円/日	2,050 円/日
入居者負担 第3-②段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が120万以上の方	1,470 円/日	1,420 円/日	2,890 円/日
入居者負担 第4段階	市町村民税課税世帯	2,066 円/日	1,545 円/日	3,611 円/日

※上記の入居者負担段階に該当するためには市町村からの「介護保険負担限度額認定証」が必要です。認定証に記載された負担限度額が入居者負担となります。

(2)介護保険給付対象外サービス

預かり金管理サービス	【預かり金管理サービスとは】 別に定める預かり金規程により、預かり金からの下記の①～③に該当する支払い等の代行を行なうことができます。その際は別途預かり金管理委託契約が必要になります。また預かり金の取扱については「預かり金等取扱規定」に記載しております。 【預かり金管理に係る費用】 月額500円 ※月の途中に退所されても返却はいたしません。 【預かり金管理サービスに含まれるもの】 ①個人購入物品(定期的に施設に配達されるもの) ②協力病院以外の医療費・薬代 ③衣類、菓子類、その他日用品等 【注意事項】 日常的な通院に係る交通費は必要ありません。 協力病院(くわみず病院、菊陽病院、菊陽病院歯科)の受診に生じる医療費、薬代につきましては各医療機関と直接口座引落しの手続きをとっていただきますので、金銭管理サービスを利用していただく必要はございません。 上記③については、原則ご家族に購入をお願いしておりますが、ご家族でできない場合には施設で購入いたします。 その他日用品には施設が一括して購入しているものは含みません。
電気製品使用	個人持込み家電製品の電気代として、家電ひとつにつき　1日30円いただきます。

外部委託サービス

散髪	毎月1回(第4木曜日)に出張理髪サービスを利用していただくことができます。1回1350円です。ご希望の方は事前に職員までお申し出ください。料金は施設利用料と一緒に引き落としいたします。 (委託先:髪専科テラモト)
クリーニング	施設の洗濯機で洗えない衣類はご家族で対応お願いします。

(3)入院された場合の対応について

① 1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。7日間未満の入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。

② 上記期間を超える入院の場合
上記期間を超える入院の場合超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後優先して入所できます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合は退院時に施設の受け入れ準備がと整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

8　利用料等のお支払方法

毎月、15日までに、前月分の利用料等を利用明細書により請求いたします。翌月25日までに下記のいずれかの方法でお支払下さい。

① 自動引き落とし(手続き書類を事務がお渡しします。)

② 指定口座への振り込み
※入金確認後、領収書を発行します。

9　サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設苦情等相談窓口	管理者	施設長　　梅林 隆臣			
	受付担当	生活相談員　小崎 節子			
	住所	熊本市東区御領1丁目13番26号			
	電話	096(382)3222	FAX	096(382)3173	
	受付	月曜～土曜(8:30～17:30)			
	面接場所	特別養護老人ホームたくまの里			
	上記以外でも緊急の場合は受付ます。 苦情箱(当施設1階に設置)				
熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課	改善が見られない場合や対応に不満があるときは、市町村の担当窓口に相談できます。				
	住所	熊本市中央区手取本町1番1号			
	電話	096(328)2793	FAX	096(327)0855	
熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口	市町村で対応できないことや入居者が特に望む時は、国民健康保険団体連合会に相談や苦情の申し立てができます。				
	住所	熊本市東区健軍1丁目18番7号			
	電話	096(214)1101	FAX	096(214)1105	
	受付時間	9:00～17:00(土・日・祝日休み)			
熊本県福祉サービス 運営適正化委員会	住所	熊本市中央区南千反畑町3-7			
	電話	096(324)5454			
第三者委員	玉垣　均	080-3182-8435	吉田京子	096(227)0594	

10　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームたくまの里消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「特別養護老人ホームたくまの里消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	8箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	51箇所		
消防計画等	熊本市健軍消防署への届出日:2012年12月27日 防火管理者:梅林　隆臣			

11　協力医療機関等

くわみず病院	所在地 電話番号 診療科 入院設備	熊本市中央区神水1丁目14-41 096(381)2248 内科・消化器内科,外科・循環器内科・呼吸器内科・婦人科・小児科・外科・肛門外科・精神科・リハビリテーション科・放射線科・アレルギー科・漢方内科・人工透析内科 あり
菊陽病院	所在地 電話番号 診療科 入院設備	菊池郡菊陽町原水下中野5587 096(232)3171 精神科・神経科・内科・放射線科・歯科 あり
菊陽病院 歯科	所在地 電話番号 入院設備	菊池郡菊陽町原水下中野5587 096(232)3171 なし

12　施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会 (9:00～20:00)	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度、職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰りの日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反してのご利用で破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。ライター等の火気の個人所有はできません。
迷惑行為、禁止行為等	①　騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに 他の入居者の居室等に立ち入らないでください。 ②　入所者及び入所者の家族等は、下記の禁止行為を行わないでください。 (ア)職員に対する身体的暴力をふるうこと。 (身体的な力を使って危害を及ぼす行為) 例:コップを投げつける／蹴る／唾を吐く　等 (イ)職員に対する精神的暴力をふるうこと。 (個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶める行為) 例:大声で威嚇する／特定の職員に嫌がらせする／ 「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する (ウ)職員に対するセクシュアルハラスメントを行うこと。 (意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為) 例:必要なく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまな性的な話をする
撮影・録音等	施設側に無断で、他の入居者や職員の写真または動画の撮影、会話等を録音しないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

13　施設を退所していただく場合(契約の終了)

(1)入居者は、事業者に対して文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

(2)施設は以下の事由が生じた場合、入居者に対してこの契約を解除することができます。

①入居者及び身元引受人によるサービス利用料の支払いが3ヶ月以上延滞し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合

②入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合

③入居者及び身元引受人が故意または重大な過失により施設またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命および身体などを傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④重要事項説明やケアプラン作成に基づくサービスの提供を超える要求、あるいは介護保険での契約を超える要求が求められこれに応えることができない場合

⑤入居者または入居者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力またはセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難であること等により、入居者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

⑥やむを得ない理由により施設を縮小する場合

(3)次の事由が生じた場合、自動的に契約が終了します。

①入居者が他の介護保険施設に入所した場合

②入居者が死亡した場合

③要介護認定により入居者の心身の状況が自立もしくは要支援1、要支援2と判定された場合または要介護1，2と判定され特例入所に該当しない場合

④事業者が解散命令を受けたり事業所を閉鎖した場合

⑤事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

14　　身体拘束について

① 施設サービスの提供に当たっては、ご入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行いません。
② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ご入居者またはその家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

15　虐待防止の対応

① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
② 施設における虐待の防止のための指針を整備します。
③ 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

16　個人情報の開示

入居者及び家族等の申し出により個人情報を開示します。個人情報に関する問い合わせは、特別養護老人ホームたくまの里受付までお申し出ください。

17　秘密保持、個人情報の利用について

① 事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、入居者及び入居者の家族について知りえた秘密を漏らしません。
② 当事業所は、従業員が退職後、在職中に知りえた入居者及び入居者の家族についての秘密を漏らすことのないように必要な措置をとります。
③ 介護サービスの提供のためには、サービス担当者会議等で、必要な範囲内で個人情報を用います。又、必要な場合は、主治医、歯科医師の意見を求めることがあります。

18　事故発生時の対応

① 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
② 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

19　熊本県福祉サービス第三者評価

評価実施期間：平成23年7月1日から平成24年1月12日まで
評価機関：NPO法人ワークショップ「いふ」

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年　　月　　日

事業者　　住　　所　　熊本市東区御領1丁目13-26
事業所(法人)名　　社会福祉法人くまもと福祉会
施　設　名　　特別養護老人ホーム　たくまの里

代表者名　　理事長　　川上　和美　　印

施設長　　梅林　隆臣　　印

説明者　　生活相談員　　益永　武士　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年　　月　　日

入居者　　住所

氏名　　印

代理人(選任した場合)　　住所

氏名　　印

身元引受人　　住所

氏名　　印